

対人稽古再開に向けて、令和2年6月10日付制定の全日本剣道連盟「対人稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」に準じた対策を講じたうえで、道場会員及びその家族の安全に配慮した稽古環境と稽古計画を立てるものとする。

稽古再開にあたり道場会員及びその家族については下記の事項を遵守しなければならない。

(体調管理)

- ① 発熱・せき・咽頭痛・腹痛(嘔吐・下痢)など体調不良が見られる場合は稽古に来ないこと。
※喘息を持っている場合は、咳き込みが多い日は稽古はやめておく。
- ② 家を出る前に検温し、熱がないことを確認してから稽古に来ること。
- ③ 道場に来た際には、ホワイトボード前の健康管理ノートに計測した体温を記入すること。
- ④ 稽古中に体調が悪くなった場合は、自ら申し出て稽古を中断すること。その日はすぐに帰宅します。
- ⑤ 高齢者については、感染すると重症化しやすいため、地域で感染が発生している場合や他の感染症が流行する時期については稽古を自粛すること。特に基礎疾患を持っている者は稽古回数の制限や稽古時間の短時間化を図り、自らの予防対策を行うこと。
- ⑥ 同居家族に体調不良の者や感染が疑われる者が身近にいた場合は、回復するまでの期間は稽古には来ない。
- ⑦ 暑さを感じる時期については、マスクやシールドなどの飛沫対策により更なる熱中症の危険があるため、こまめな水分補給及び休憩、稽古環境に応じた熱中症防止対策を講じたうえで稽古を行うものとする。猛暑の時期は防具を着装しての稽古や長時間の稽古を控えるなど、過酷な環境下にならないよう配慮する。

(衛生管理)

- ① 管理責任者は稽古開始前から道場内の換気を行い、空気の入替えをしておく。稽古後も衛生上、一定時間の換気を行う。
- ② 道場に来る者は、道場の行き帰りも含め必ずマスクを着用すること。指示があったときのみ外すこと。
- ③ 稽古で道場に来た際には体温測定器で検温し、入館する前に手指のアルコール消毒を行うこと。
- ④ 共用で使用する備品(竹刀・道具等)があるが当面は使用しないものとする。

- ⑤ 門下生同士で物の貸し借りはしないものとする。忘れ物がある場合は指導者に申し出る。
- ⑥ 稽古では飛沫防止の観点から大きな発声をすることは求めません。
- ⑦ 対人稽古に際して、全剣連から推奨されている「面マスク」もしくは「フェイスシールド」と同等のものを必ず着用し、飛沫の防止に努める。着用のない者は対人稽古を許可しない。面マスクについてはウィルスが付着していることがあるため、稽古終了時に持参したビニール袋に速やかに入れて持ち帰ること。※その辺に置きっぱなしにしない。
- ⑧ 稽古終了後は、手洗い・うがい・手指の消毒をして帰ること。
- ⑨ 原則として防具・竹刀は持ち帰り、自宅で干したり、拭いたりとできる限りの処置をすること。フェイスシールドについてはウィルスが付着しやすいので、必ず内側と外側を消毒すること。(防具は干し、竹刀・胴・面金部・フェイスシールドは消毒するなど。)
※防具の革の部分などは塩素系の消毒剤やアルコール消毒などで変色や劣化する恐れがあるので気を付ける。
※フェイスシールドの消毒はその材質やアルコール消毒液の強さによって、白く曇ってしまうことがあるので注意する。
- ⑩ 稽古着・袴は、使用後に必ず洗濯をすること。
- ⑪ 道場の消毒や衛生管理については管理責任者が行い、感染防止に努める。
- ⑫ 女子については更衣室での密接を避けるよう1~2名ずつ交代で着替えること。また、更衣室内で話し込むことのないようにすること。
- ⑬ 感染防止の観点から、他人との距離や間隔を開けるよう自ら考えて行動すること。マスクをしていても他人に対して近距離で正面から飛沫するような状況をつくらないように努めること。

(稽古の休止及び再開について)

- ① 感染拡大により神奈川県及び相模原市、全日本剣道連盟から稽古の自粛勧告が出た場合は、必要な期間について稽古を休止する。
- ② 稽古自粛期間後の再開については神奈川県及び相模原市、全日本剣道連盟の自粛解除通知に基づき判断する。
- ③ 稽古休止期間中は、門下生は自宅でのトレーニング等に留め、外部への出稽古等は禁止とする。従わない者は、稽古が再開しても道場への出入りを禁ずる措置をとる。

(関連団体への連絡等)

- ① 道場内に感染者が発生した場合、道場内での活動が原因でクラスターが発生した場合は、神奈川県剣道連盟及び相模原市剣道連盟、その他関連する団体に速やかに報告し、指示を仰ぐものとする。また、調査及び消毒等で必要な期間は休館とする。
- ② 関連団体より感染に関する調査依頼があったときは、個人情報に配慮しながらそれに応じる。

(その他/しばらくの間の対応)

- ① 稽古時間より早く来て道場内で遊ぶことのないようにすること。稽古の10分前に道場に入ること。稽古以外に走り回ったり、大声で話したりしないように気をつけること。
- ② 原則として、保護者や兄弟姉妹などの稽古見学は控えてください。当面は送迎のみとします。
- ③ 稽古再開時は門下生の状況から段階的な稽古内容にて進めていきます。
 - ステップ1 公園でのマラソン・基礎トレーニング・道場内での素振り等
 - ステップ2 道場内での素振り・足さばき・打ち込み棒を使用した打ち込み等
 - ステップ3 指導者が元立ちに立った対人稽古の再開(7月初旬～)
 - ステップ4 通常通りの稽古の再開(9月以降を目標)
 - ※ステップ1・2では対人にならず、一定の距離を開けて行うよう心掛ける。
 - ※ステップ3では元立ちがいない時にやむを得ず門下生同士の対人稽古となる場合もある。

令和2年6月10日から運用